

様式第9号（第7条関係）

- 留意事項 (1) 物件の見学、お申込みには利用者登録が必要です。  
 (2) 物件の見学は、事前に電話等で日程調整をしてください。  
 (3) 見学可能日時は、平日の午前9時～午後5時です。

登録物件概要

物件登録番号	旭-112
物件所在地	太田町

所有者の希望条件 ※1	用途	■ 居住用	■ 店舗等
	希望形態	■ 売却	□ 賃貸
	希望価格	■ 売却 30万円	□ 賃貸
	契約交渉の形態	■ 宅建協会による仲介	□ 直接契約
	仲介手数料(税込)	売却	物件所有者 33万円 / 入居者 33万円
	その他条件	周辺の山林や農地も譲渡希望	

空き家の状況	構造	木造その他葺平屋建て				
	土地の面積	370.24㎡	地目	宅地	境界確定 <input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 未	
	建物の面積	128.39㎡	建築時期	明治元年		
	間取	台所、風呂、トイレ、フローリング4畳、和室8畳×3、6～7畳×1、6畳×1、4畳×1				
	設備 ※2	電気	引込済み	風呂	ガス	
		水道	上水道	トイレ	汲取り(洋式)	
		水処理	汲取り	TV・ネット	ケーブルTVサービス区域内	
		ガス	LPガス	その他		
	家財等残存物	<input type="checkbox"/> 有(処分方法: ) <input checked="" type="checkbox"/> ほとんど無				
	利用状況	令和4年10月まで居住				
	駐車場	■ 有(1台程度) <input type="checkbox"/> 無				
	補修の要否※3	<b>大幅な修繕必要</b>	補修する者	<input type="checkbox"/> 物件所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 入居者		
	付帯物件	倉庫				
	ペットの可否	■ 可 <input type="checkbox"/> 否				
その他						
規制区域等	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊		
	山地災害危険地区	該当なし	都市計画法	都市計画区域外		
	その他					
事故物件	■ 非該当 <input type="checkbox"/> 該当					

主要施設までの距離	市役所旭支所	7.2 km	旭中学校	2.7 km	敷島小学校	4.1 km
	杉本こども園	4.2 km	診療所(小渡)	7 km	消防署旭出張所	9.8 km
	杉本駐在所	3.2 km	バス停(地域バス)	260m	コンビニ:小渡	7.1 km

特記事項

## 旭－112に関する注意

### ※1 売買について

- ・契約に係る諸費用（仲介手数料、登記費用など）、租税公課（不動産取得税など）、火災保険料等が必要になります。
- ・本売買は、公簿売買となります。敷地境界に杭は入っておりません。境界の確認が必要な場合は、入居者が手続を行ってください。所有権移転後に確定測量を行い、その結果、公簿面積と実測面積の数値が相違しても御了承願います。
- ・住宅ローンを利用して購入予定の場合、事前にお取引金融機関で土砂災害警戒区域等の規制があっても融資が可能か御確認をお願いします。
- ・**家屋周辺の草刈**などの管理が必要です。
- ・物件所有者は物件周辺の山林や農地についても譲渡を希望しています。物件周辺の山林や農地の譲渡については、所有者と御相談ください。（条件：取得にあたっては農地法等の関係法令に則り適正に手続を行うこと。）

### ※2 設備について

- ・電気、水道、ガス等の設備は物件使用当時のもので、経年劣化により使用が困難又は不可の場合もございます。
- ・水道管のつまり、破裂、電気系統の断線等の不具合があった場合、修繕は**入居者負担**でお願いします。
- ・入居前、入居後に関わらず家屋の経年劣化等により生じた不具合、その他すべてに関しての修繕は**入居者負担**となりますので、見学の際に現地で確認し、改修費用を想定の上、お申込みください。

### ※3 補修・改修について

- ・物件について、現物を確認の上、お申込みください。
- ・補修・改修に関しては、**再生事業補助金（改修補助金）を利用することができます。**契約後1年以内に申請する（改修を行う前に申請が必要）などの条件がありますので、利用方法は市職員までお問い合わせください。

### ※4 物件について

- ・この物件は「**土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**」内にあります。
- ・建替、増改築等には制限があります。
- ・土砂災害特別警戒区域に入っていない場所であっても、がけ条例（愛知県建築基準条例）により建替等に制限がかかる場合がありますので、事前に専門家に御確認ください。

### ※5 地域活動等について

- ・本市の空き家情報バンク制度は移住定住を目的とした制度です。契約成立・リフォーム完了後速やかに、住所異動ができ、物件を居住地として生活できる方のみお申込みください。二拠点生活としての物件利用はできません（事業活用を除く）。

- ・自治区活動や地域活動への参加ができる方のみお申込みください。世帯数が少なく、高齢化が進む地域のため、各世帯に期待される役割分担は少なくありません。詳細は地域情報を御覧になり、地域面談時に御確認ください。

#### ※6 地域面談について

- ・地域面談への参加を入居者選考にあたっての条件とします。
- ・地域面談の日程は、物件所有者と地域関係者の予定を優先して決定します。
- ・申込みが多数の場合は、面談前に提出していただく「エントリーシート」による事前（書類）審査を行う場合があります。審査は、物件所有者と地域関係者が行います。

○ 物件の見学は、こちらの URL または二次元コード（あいち電子申請・届出システム）からお申込みが可能です。Graffer アカウントをお持ちの方はメールアドレスとパスワードを入力して、ログインしてください。お持ちでない方は「アカウント登録せずにメールで申請」を選択してください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/asahi-akiya>



物件写真（写真内の家具等の付属を保証するものではありません。）



外観



玄関・土間



フローリング・和室



和室（6～7



和室（8畳）



和室（6畳）



縁側



台所



トイレ



浴室



進入路の一部に崩れがあり修繕が必要です



排水路に土砂のつまりがあります

間取り図（間取りは参考です。実際とは異なる場合がございます。）

